

2012 伊賀市民文化祭参加者募集

芸術文化活動に取り組む市民の皆さんが、日ごろの活動の成果を発表する場として「2012 伊賀市民文化祭」を開催します。市民の皆さんが積極的に参加し、広く交流することで、地域文化の振興を図り、お互いの文化意識を高め、活動内容をより一層向上させることが目的です。

市民文化祭実行委員会では、「2012 伊賀市民文化祭」の公募事業（舞台部門・展示部門）と協賛事業の参加者（団体）を募集します。

公募事業

●舞台部門

【参加資格】 構成メンバーの主体が市内にある団体
 ※文化の振興以外の主たる目的（政治・宗教・営利など）を持って活動する団体を除きます。

※洋楽・ライトミュージックは個人でも参加できます。

【参加費】 1舞台につき5,000円

※洋楽・ライトミュージックでの個人参加の場合は半額です。

※出演にかかる経費や舞台運営経費は、当事者負担となります。

【募集部門】 ①ライトミュージック ②洋舞 ③洋楽 ④邦楽（日舞・三曲・長唄）⑤大正琴 ⑥吟剣詩舞 ⑦相撲甚句 ⑧新舞踊 ⑨マジック ⑩民謡・民舞



とき	内容	ところ
11月18日(日)	①ライトミュージック	ハイトピア伊賀 5階 多目的大研修室
11月23日(金・祝)	総合フェスティバルⅠ	伊賀市文化会館
11月24日(土)	総合フェスティバルⅡ	伊賀市文化会館
11月25日(日)	②洋舞	伊賀市文化会館
12月2日(日)	総合フェス予備日	伊賀市文化会館

※③～⑩の部門は、総合フェスティバルとして開催します（1舞台につき15分以内）。

●展示部門

【参加資格】 構成メンバーの主体が市内にある団体・個人

※文化の振興以外の主たる目的（政治・宗教・営利など）を持って活動する団体・個人を除きます。

※個人で出品する場合は、1人2作品以内とします。

【参加費など】 1作品につき500円

※作品の大きさなどにより別途参加費が必要となる場合があります。

※出品にかかる経費は、当事者負担となります。

【募集作品】 絵画・書・写真・手芸・工芸・生花など



とき	内容	ところ
10月29日(月)～11月1日(休)	絵画・書・写真などの展示	ハイトピア伊賀 5階 多目的大研修室ほか
11月14日(休)～11月17日(出)	写真・手芸・工芸・生花などの展示	ハイトピア伊賀 5階 学習室ほか

※展示内容は変更になることがあります。

協賛事業

【募集事業】 市民文化祭の目的に沿った事業で、広く一般の人に公開されるもの

※主催者は、文化団体・企業・学校・公益法人（宗教法人を除く。）などとしします。

【対象期間】 11月1日(休)～30日(金)に開催するもの

【協賛事業の決定】

協賛事業としての承認は、実行委員会決定後、申し込み団体へ通知します。通知は8月上旬を予定しています。承認された事業は、「伊賀市民文化祭協賛事業」として広報いが市などでお知らせします。※事業経費は、全額主催者の負担となります。

公募事業・協賛事業

【申込期間】 6月15日(金)～7月13日(金) ※期間厳守

【申込書設置場所】

企画課・本庁玄関受付・各支所振興課・各公民館（中央・いがまち・島ヶ原・阿山・大山田・青山）
 ※市ホームページからもダウンロードできます。

【申込方法】 申込書に必要事項を記入の上、FAXまたは持参で申し込んでください。引き換えに出演・出品者全体会議のご案内をお渡しします。※申込書をFAXした後、1週間以内に全体会議の案内が返信されない場合はご連絡ください。

【申込先】

企画課（上野ふれあいプラザ2階）
 ☎ 22-9621 FAX 22-9628

カラオケ部門は伊賀市民文化祭協賛事業として開催します

【とき】 11月4日(日)

【ところ】 蕉門ホール

【申込方法】 往復はがきに団体名・代表者の氏名・住所・電話番号・出場者数（個人の場合は氏名・住所・電話番号）を明記の上、送付してください。返信用は

がきで、第1回打合せ会のご案内をいたします。

【申込期限】 7月13日(金)消印有効

【送付先】 〒518-0825 伊賀市小田町2009-1 伊賀市民文化祭協賛「カラオケの部」実行委員会

【問い合わせ】 ☎ 090-1626-5294（福德）

【問い合わせ】 企画課 ☎ 22-9621 FAX 22-9628

【国の節電要請の概要】

7月2日(月)～9月7日(金)の平日(8月13日(月)～15日(水)を除く)午前9時～午後8時について、2010年夏の使用最大電力(kW)に対して、5%以上の削減を目標とする。



【節電対策メニュー】 (家庭用)

	メニュー	削減効果
空調	エアコンの冷房温度は28℃を目安に温度設定する。	10% ※設定温度を2℃上げた場合
	「すだれ」や「よしず」などで窓からの日差しを和らげる。	10%
冷蔵庫	設定を「強」から「中」にして、扉の開閉時間と回数を減らす。また、冷蔵庫に食品を詰め込みすぎないようにする。	2%
テレビ	省エネモードに設定するとともに画面の明るさを下げ、必要な時以外は消す。	2% ※標準から省エネモードに設定を変更し、使用時間を2/3に減らした場合
照明	不要な照明は消灯する。	5%
ジャー炊飯器	早朝にタイマー機能で1日分まとめて炊き、冷蔵庫や冷凍庫に保存する。	2%
待機電力	長時間使わない機器は、コンセントからプラグを抜く。	2%

※資源エネルギー庁資料「夏季の節電対策メニュー(ご家庭)」より抜粋

《ご注意!》 エアコンの控え過ぎによる熱中症などに気をつけて、くれぐれも無理のない範囲で節電をお願いします。

【問い合わせ】 環境政策課 ☎ 20-9105 FAX 20-9107

節電にご協力を

お願いします



今年の夏は、全国的に厳しい電力需給が予想され、特に西日本の各地域では深刻な電力不足が見込まれています。需給ひっ迫が見込まれる地域への融通電力を確保するため、国から中部電力供給エリアに対しても節電の要請がされ、伊賀市にも中部電力より協力依頼がありました。市民の皆さんには次の期間の節電にご協力をお願いします。



6月は環境月間です

6月5日は環境基本法に定められた「環境の日」です。この日を含む6月の一カ月間を「環境月間」として、省エネ生活・不法投棄防止などの環境保全の取り組みにご協力をお願いします。

6月2日には、不法投棄防止を呼びかける街頭啓発活動を実施しました。また、平成23年3月には「伊

賀市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を策定して、低炭素社会実現のため、市民の皆さんにも節電などにご協力をお願いします。

※家庭での省エネの取り組みについては、「伊賀市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の第4章にも記載していますので、参考にしてください。(市ホームページでもご覧いただけます。)



あき地の適正管理に努めましょう

～あき地(住宅密集地)などの土地所有者は雑草の除去を～

市では、雑草が生い茂り放置された状態の土地をなくし、安全で良好な生活環境を維持するため、「あき地の雑草等の除去に関する条例」を制定しています。条例では、あき地の土地所有者や管理者の責務を明確に定めており、快適で住みよい町づくりのため、皆様のご理解とご協力をお願いします。

あなた
の土地は
大丈夫
ですか

◆次のような管理状態の場合、条例により草刈指導対象となります。

- 害虫などの発生原因となっている。
- 歩行者や車両の通行の妨げになっている。
- ごみの不法投棄場所となっている。
- 火災の原因になり、付近の家に燃え移る恐れがある。
- 周囲の景観を著しく損ねている。

【問い合わせ】 環境政策課 ☎ 20-9105 FAX 20-9107 各支所住民福祉課